

JP



行動規範 Greiner AG

ご挨拶

価値を創造する

従業員各位

Greinerは、プラスチックと発泡体を扱ったソリューションを提供する業界トップクラスの企業です。多種多様な業種に対応し、大きく4つに区分される事業部では、お客様に常に付加価値を提供し、生活を豊かにする製品を開発・製造しています。世界で事業を展開し、成功を収めているファミリービジネスとして、私たちには大きな責任があります。私たちの行動と協働の姿勢は、私たち自身を写す鏡であり、私たちが何のために活動しているかを示しています。

Greinerは、私たちそのものです。世界のあらゆる場所で仕事をしている当社従業員が、会社という組織全体で同じ価値観を共有し、団結しています。この価値観は、誠意、敬意、信頼、および卓越性を求める努力を礎にし、Greinerが規定する行動規範の枠組みを形成しています。行動規範は、当社が責任を果たし、持続可能な方法で企業として掲げる目標を達成するための方向性を示し、支えるものです。長期的には、当社従業員が取る行動に整合性を持たせることに貢献します。

Greinerは、法律および規則に従い、倫理的に問題のない行動を取ることを最優先にしています。そのため、すべての従業員とサプライヤーに行動規範を順守することが義務付けられます。もちろん、私たち役員もです。

取締役会の役員は中でも、その良い模範となり、行動規範に定められたことが確実に行われ、Greiner全体で持続可能かつ行動規範を守る文化が醸成されるよう努めてまいります。

Greiner AG



代表取締役 アクセル・キューナー
(AXEL KÜHNER)



CFO ハンネス・モーザー
(HANNES MOSER)





Be
Safe.
Not
Sorry!

Greiner 行動規範の 基本原則

Greinerは、グローバルに事業を展開する企業として、すべてのお客様、ビジネスパートナー、従業員、そして企業グループに、利益をもたらす持続可能な価値を創造していきたいと考えています。

はじめに

この行動規範の目的

21世紀において、成功を収め、さらに成長し続けるためには、Greinerは企業グループとして、お客様、ビジネスパートナー、従業員から得られる信頼と尊敬を損なうことなく維持していかなければなりません。そのためには、ただ良い製品・サービスを提供するだけではなく、Greinerが一企業として責任を果たし、持続可能な行動をしなければなりません。

行動規範の目的は、Greinerが責任を果たす企業グループとして、国内外の基準に則った行動指針を定めることにあります。

規範の適用対象

この規範は、Greinerの世界中の拠点で就業するすべての従業員に適用されるものです。役職に左右されず、管理職、代表取締役、役員、Greinerを代表して行動する顧問、代表者、その他の代理人（以下、総じて「Greinerの従業員」）も対象であり、また男女とも平等に適用されます。Greinerが少しでも支配的な影響力を行使できる企業すべても、Greinerとしてグループに含まれ、同じくこの規範の対象となります。

Greinerのサプライヤーがこの行動規範の基本原則を違反することは一切認められません。万が一そのような違反行為が明らかになった場合、Greinerはサプライヤーに対し、違反行為をやめるよう措置を講じます。

Greinerが事業を展開している国ごとに異なる法律および規制が適用されることから、その国および地域の法律、文化、道徳および習慣を考慮に入れて、国別にこの行動規範に追加または修正を行う場合があります。

ただし、現地の法律の定めによって内容を逸脱させなければならない場合を除き、こうした個別の追加や修正は当社の行動規範に定める基準に沿うものでなければなりません。

個別の追加や修正には、いかなる場合であっても、Greiner AGの承認を必要とします。

規範の順守

この行動規範は、Greinerの行動原則をまとめたものです。Greinerのすべての従業員が、業務遂行に際し適切な行動・行為を取るにあたって意思決定の一助となり、道を示すことを目的としています。この行動規範を提示することで、Greinerは法的、社会的、そして事業的な責任を果たしたいと考えています。Greinerの従業員が業務遂行の過程で取るあらゆる行動と意思決定において、常にこの行動規範の原則を守らなければなりません。

はじめに

行動規範違反の報告

Greinerとして、当社は価値観に従い、法的かつ倫理的に正しく振る舞うことが求められます。Greinerの従業員だけでなく、サプライヤーやビジネスパートナーにも同じことを求めます。この行動規範に対する違反を知っている、または知り得た場合、当社の内部告発システム「tell-greiner.com」を通じて報告をお願いします。この内部告発システムを利用して、違反行為を匿名で報告することができます。

行動規範(COC)について質問がある場合、または個人的に違反を報告したい場合は、所属事業所を担当する現地コンプライアンス担当者(LCO)、所属部門の部門コンプライアンス担当(DCO)、またはGreinerグループコンプライアンス担当(GCO)に連絡することもできます。

Greinerコン プライアンス ガイドライン

1

私たちは、すべての法的
規範を遵守し、価値観に
基づく企業活動を行う
決意を表明します。

2

私たちは、当企業グルー
プの事業を発展させる
ための重要なパートナ
ーとして、私たちの
従業員を尊重します。

3

私たちは、公平で自由な競争を支持します。

4

私たちは、いかなる腐敗も拒絶します。

5

私たちは、自己の財産と他者の財産を、責任感を持って取り扱う決意を表明します。

6

私たちは、職業的利益と私的利益を区別します。

7

私たちは、事業活動に伴う、社会的および環境的な悪影響をできる限り低減することに努めます。

8

私たちは、個人データおよび企業秘密を、責任を持って取り扱います。



1

**「私たちは、すべての法的
規範を遵守し、価値観に
基づく企業活動を行う
決意を表明します。」**

法の順守 -
価値観に沿った
行動を取る

ガイドライン その1

Greinerは、事業を行うすべての司法管轄地域における国内法、国際法、規則そして規制を順守しています。この行動規範は、こうした法の順守に際し、Greinerの従業員をサポートし、日常業務で安心して意思決定できる環境を醸成することを目的としています。

Greinerは、法律への違反を許しません

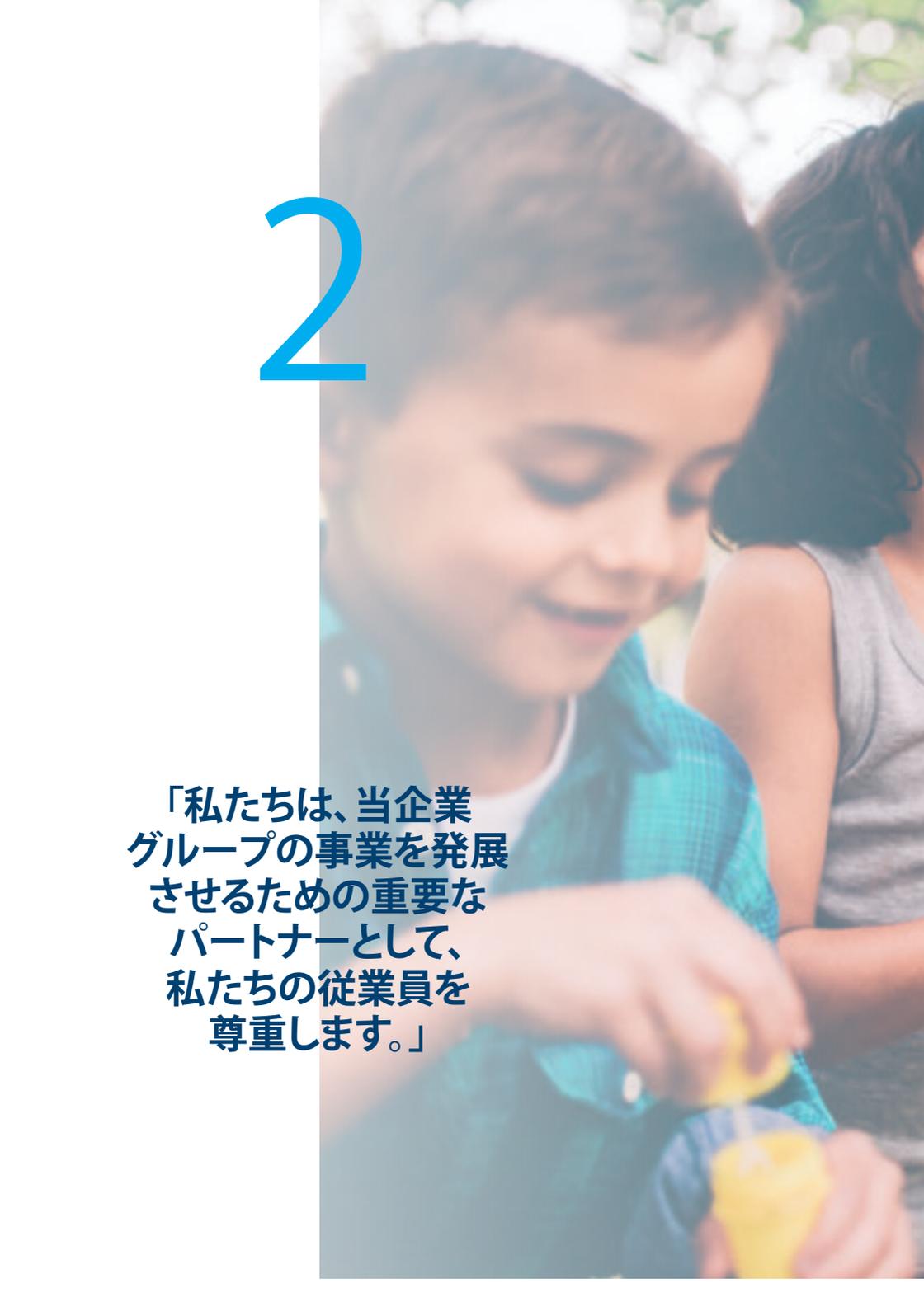
法律を厳格に守ることは行動基準の基本原則ですが、Greinerの従業員はただ法律を守るだけではありません。法規制の単なる順守という枠を超えて、従業員自らの行動に、価値観、倫理、そして他の人々や文化への敬意を込めるよう努めています。

国や社会それぞれに、社会的、宗教的、文化的な規範や価値観があります。Greinerの従業員は、こうした規範や価値観を念頭に置いて各国で業務を行っています。

Greinerの従業員は、社会的責任をもって行動します。Greinerの従業員は、業務遂行に際し、自らの行動が社会に与える影響やその程度を考えています。



2



「私たちは、当企業
グループの事業を発展
させるための重要な
パートナーとして、
私たちの従業員を
尊重します。」



従業員に 対する行動基準

a) 人権の尊重

人権の尊重は、現代社会における基本的な要素です。Greinerは、業務の遂行にあたって人権の尊重を保証し、人権侵害を許容しません。Greinerは、Greinerの従業員一人ひとりの人権を尊重しています。

b) 労働法の順守

Greinerは、既存のあらゆる労働法を順守しなければなりません。労働法を順守する上で、Greinerは公正な給与・報酬と規制された労働時間、健康的なワークライフバランスを支持しています。

Greinerは、従業員の最低年齢に関する国際労働機関 (ILO) の条約を順守しており、児童労働を認めていません。

Greinerは、国内法および国際法を順守しています。違法労働や強制労働を許容していません。

ガイドライン その2

形態の如何を問わず嫌がらせ、暴力、ハラスメントを断固拒否し、徹底的に情報を提供することで従業員に問題意識を持たせます。従業員の代表者と協力して、このようなことが起きないように防止措置を講じています。

Greinerは、多様性を受け容れ、家族としての価値観、対話、開かれたコミュニケーションの文化醸成を促進します。

c) 差別撤廃

Greinerは、性別、年齢、国籍、人種、肌の色、民族、宗教、信条、社会的身分、国籍、配偶者の有無、性的指向、身体的・精神的障害、または適用される法律・規則で保護されているその他の特性に基づいて、従業員の採用、昇進・昇格、賃金、雇用契約、労働時間、研修、解雇といった職場での差別を行いません。

d) 職場の安全と健康

Greinerは、従業員や社会に対して、大きな責任があります。Greinerのすべての従業員の安全と健康を守るため、Greinerは、職場で適用される法的要件を順守しています。国際基準を順守し、安全の不備を積極的に発見・改善し、職場の環境を継続的に改善することで、安全と健康を保証し、保護します。Greinerは、採用、研修、キャリア開発のプロセスを含め、すべての人を尊重すると共に、機会均等の文化が醸成された安全な職場環境づくりに努めています。



3



「私たちは、公平で自由な競争を支持します。」

公正な競争への取り組み

公の人々、お客様およびビジネスパートナー、そしてGreinerで就業するすべての従業員からの信頼を得てそれを維持し、促進し、そしてさらに強固にするためには、あらゆる事業活動が公正かつ倫理的で、透明性のある方法で行われるべきであるとGreinerは理解しています。

ガイドライン その3

a) 競争法・独占禁止法の順守

Greinerは、自由な市場と公正な競争の促進に努め、適用されるすべての競争のルールを順守します。

Greinerは、国内の競争法が国によって異なることがあり、また、適用されるすべての法律および規則を例外なく順守しなければならないことを認識しています。

Greinerも、Greinerの従業員も、直接的または間接的に如何を問わず、反競争的、独占的、または不公正な商慣行に関与することは当然ありません。

このような反競争的な商慣行には、価格協定、偽装入札（サプライヤー契約）、生産制限やノルマの設定、お客様やサプライヤー、地域や事業単位の割り当てによる市場の分割や細分化、取引拒否（ボイコット）、違法な抱き合わせ販売、違法な価格差別、競争の抑制や制限につながる可能性のあるその他の協定などが含まれます。

Greinerは、国際カルテルにも関与しません。

Greinerの従業員は、競合他社と接触する場合、意図的か否かに関わらず、Greinerまたは他の市場参加者の現在または将来の市場行動について判断や展開を導き出すことができる情報を聞き出したり、提供したりしないように注意しています。

b) 適用される法律がない場合の行動基準

Greinerは、競争法が適用されない国での事業活動であったとしても、公正かつ道徳的に許容される方法で事業を行うよう努め、上記に挙げたような反競争的な商慣行を絶対に用いることはありません。

4

**「私たちは、いかなる
腐敗も拒絶します。」**





すべての 贈収賄と腐敗 行為の禁止

a) 基本原則

Greinerと、Greinerの従業員は、第三者との取引を公正かつ倫理的な方法でのみ行うこと、贈収賄を行わないこと、そして禁止されている方法で公務員に役務を行ったり行動を促したりしないことを宣言します。

ガイドライン その4

b) 贈収賄の禁止

事業契約やその他の利益を獲得または維持する目的で、直接的または間接的かを問わず、誰であれ、賄賂やその他の正当でない利益を提供されたり、約束されたり、与えられたりすることはありません。

直接的または間接的かを問わず、賄賂やその他の不当な利益を、Greinerの従業員から要求されたり、Greinerの従業員が受け取ることはありません。

ビジネスパートナーの従業員またはその他の第三者への支払いを可能にするための手段として下請契約、発注書、コンサルタント契約を用いることはできません。

事業または公的決定への影響がはじめから除外されている場合は、一般的な商慣行に基づく臨時の贈答品、慣習的なもてなし、またはその他の金銭的価値の低い献金であれば、各国・地域の国内法の定めに基づいてのみ認められるものとします。

これに係る金銭の要求または授受は、いかなる場合においても許されません。

c) 不正な(その他の) 献金の禁止

Greiner、およびGreinerの従業員は、公職の候補者、政党、またはその他の政治団体に違法な献金をしません。献金行為については、各司法管轄地域で公に定められている要件をすべて順守しなければなりません。

d) マネーロンダリングと詐欺

Greinerは、マネーロンダリングおよび詐欺行為を防止するために、関連する法的義務を順守し、このような行為に関与しないことをGreinerの従業員に求めます。





5

**「私たちは、自己の財産
と他者の財産を、
責任感を持って取り扱う
決意を表明します。」**

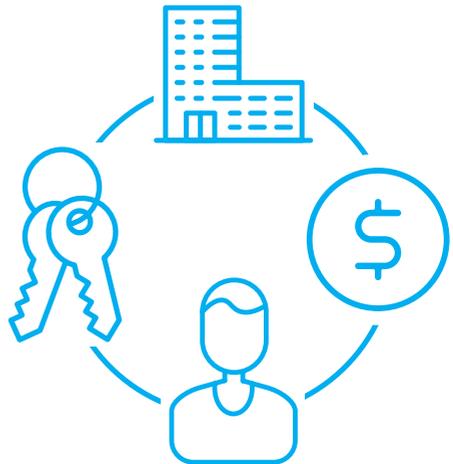
Greinerおよび 当社ビジネス パートナーの 財産の取り扱い

ガイドライン その5

Greinerと当社ビジネスパートナーの財産の取り扱いは、Greinerが得る信頼の維持に重要な要素です。

Greinerおよびビジネスパートナーの財産には、事業に関する情報、企業秘密、ノウハウ、産業財産権といった有形無形の財産が含まれます。また、Greinerが長期的に成功を収めるのに重要な自社の発明や特許も含まれます。

従業員一人ひとりが細心の注意と責任をもってこうした財産を取り扱い、雇用者やビジネスパートナーの期待に沿う公正な振る舞いが求められます。



6

**「私たちは、職業的利益
と私的利益を
区別します。」**





事業活動 における 社会的交流と 利害関係の分離

ガイドライン その6

Greinerは、すべてのサプライヤー、お客様、ビジネスパートナーに公正にかつ敬意をもって接します。従業員の私的な利益と、Greinerグループの利益を厳密に分けなければなりません。利益相反は避けなければならず、回避不可能な場合は透明化されなければなりません。

Greinerは、個人的な関係や利害関係を通じた、事業活動への影響を一切拒否します。

事業活動に関する意思決定は、健全な根拠と客観性の原則に基づいてのみ行われます。副業活動が、Greinerの事業活動に影響を与えることはありません。





A person wearing a blue jacket is shown from the side, looking out towards a blurred green landscape. The background is filled with soft, out-of-focus foliage, creating a bokeh effect. The overall mood is serene and natural.

7

「私たちは、事業活動に伴う、社会的および環境的な悪影響をできる限り低減することに努めます。」

持続可能性

Greinerは、150年以上にわたって、持続可能かつ長期的な事業を展開してきました。その中で、グローバルに事業を展開する一企業として、従業員、環境、社会、株主に対して大きな責任を負っていることを認識しています。

ガイドライン その7

そのため、Greinerは、一企業として行うあらゆる活動において、持続可能な慣行の維持を約束しています。

Greinerでは、環境を保護し、エコロジカル・フットプリントの削減に取り組んでいます。

責任をもって天然資源を取り扱い、リサイクル循環経済を中心とした省資源型ビジネスモデルの構築に取り組んでいます。

従業員には、環境に対して責任を果たすための措置を講じることを期待しています。環境に配慮した技術の開発・普及に努めなければなりません。

Greinerは、環境に関して適用される国の法律、規則、基準が順守されていることを求めます。

Greinerは、製品の開発・製造に際し、温室効果ガスの排出を最小限に抑え、エネルギー、水、原材料といった資源の使用量を削減し、廃棄物を適正に処理し、再生可能な資源を利用し、健康と環境への被害を最小限に抑えるよう配慮しています。



8

**「私たちは、個人データ
および企業秘密を、責任
を持って取り扱います。」**

PR



PRIVACY

データ保護、
業務上の秘密
および企業
秘密の保護

ガイドライン その8

今後雇用する従業員および元従業員を含むGreinerのすべての従業員、ビジネスパートナー、サプライヤー、その他の契約上のパートナー、およびその他の関係者の信頼を裏切らぬよう、Greinerは、個人の権利、業務上の秘密および企業秘密を保護します。

当社は、国内外で適用されるあらゆるデータ保護規則を順守し、適切なデータセキュリティ対策を講じることを約束します。これに則り、Greinerは法令規則の定めに従ってのみ、個人情報収集し、まとめ、処理し、使用し、保存します。

特に、雇用関係または契約関係が終了した後であっても、当社の専門的業務に基づき排他的に委託されたりアクセスできるようになったデータ処理から得られるすべての個人データを秘密に取り扱います。Greinerは、社内の明示的な命令に基づき、法律で認められる範囲でのみ、個人データを転送します。

Greinerは、業務上の秘密、企業秘密、ビジネスパートナーの秘密を常に守り、第三者による不正アクセスから保護します。



一般事項

この行動規範に定められたガイドラインは、Greinerの経営理念によるものです。したがって、私たち一人ひとりが企業グループの代表として行動規範を理解し、生活し、守らなければなりません。

行動規範に違反することは許されません。また、違反があった場合には、対応する措置が取られます。

私たちは、すべての従業員に必要な研修機会を提供し、皆が日々の業務の中でどのような質問や問題についてもGreinerコンプライアンス担当者に安心して相談できるよう環境を整えてまいります。

Greinerコンプライアンス担当者が、上記のガイドラインの実施と順守を保証します。

不明な点があるとき

是非、

- 地域管轄の現地コンプライアンス担当者 (LCO)
- 所属部門の部門コンプライアンス担当 (DCO)
- Greinerグループコンプライアンス担当 (GCO)

まで個別にお問い合わせください。

office.compliance@greiner.com 宛にメールで尋ねることもできます。

発行

発行者および媒体所有者

Greiner AG, Greinerstraße 70,
4550 Kremsmünster, Austria

編集/レイアウト担当

統括編集者: Maximilian Wellner
編集チーム: Doris Brenner、
Marie Delfauro、Michaela Kraus、
Elisabeth Penzenauer

コンセプト、アート指揮、レイアウト

CMM Werbe- und Positionierungsagentur
(www.cmm.at)

印刷

印刷会社: Kontext Druckerei GmbH
部数: 20,000部
(24か国語で発行)
誤りや誤植があることがあります。あらかじめご了承
ください。
2020年、於: Kremsmünster

画像著作権

特に明記されていない場合: Getty Images

連絡先

Maximilian Wellner

グループコンプライアンス・法務統括

Greiner AG
Greinerstraße 70
4550 Kremsmünster
Austria

電話番号: +43 50541 60277
携帯電話: +43 664 82 54 086

maximilian.wellner@greiner.com
tell-greiner.com
office.compliance@greiner.com



Greinerの持続可能性に関して詳しくは、
ウェブサイト sustainability.greiner.com
をご覧ください。



Be Safe. Not Sorry!

